

三和会賛助会会則

(名称)

第1条 本会の名称を三和会賛助会とする。

(構成)

第2条 本会は、航空自衛隊を退職し入会を希望する次の者をもって構成する。

- 1 通信電子特技職又は情報通信特技職を有する幹部及び准尉（事務官等を含む。）であった者。
- 2 前項以外の幹部及び准尉（同上）であった者。

(目的)

第3条 本会は、三和会への賛助並びに会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 三和会事業への賛助
- 2 名簿の発行
- 3 懇親会の開催
- 4 慶弔に関すること
- 5 その他本会の目的達成に必要なこと

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
- (3) 理事は、役員会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。
- (4) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し報告する。

3 役員を選出は、前任者による推薦及びその被推薦者の立候補により候補者を選定し、総会における同意を得て行う。

4 任期は、2年とし再任を妨げない。なお、再任以降は1年とする。

5 任期途中における役員の退任及び補欠の選出は役員会における同意を得て行う。ただし、補欠の任期は残期間とする。

(事務局)

第6条 賛助会事務局（以下「事務局」という。）を市ヶ谷に置く。

2 事務局は、次の事務局員をもって構成する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 企画担当 若干名
- (3) 総務担当 若干名
- (4) 会計担当 若干名

3 事務局員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 会長の意を受け事務局の事務を執行する。
- (2) 企画担当 本会目的達成に寄与する事業の計画を主管する。
- (3) 総務担当 事業の実施を主管する。
- (4) 会計担当 財産を管理するとともに慶弔に関する業務を主管する。

4 事務局長は副会長が兼ねるものとし、他の事務局員は理事の中から会長が指名する。

5 事務局の運営に係る事項は事務局長の定めるところによる。

(役員会)

第7条 役員会は、第5条に定める役員で構成する。

- 2 役員会は、定期及び臨時会議とし、定期会議は年3回、臨時会議は会長が必要と認められた時、それぞれ開催する。
- 3 役員会は、役員の数以上の出席で成立、決議は、出席者の半数以上の賛成を得て行うものとする。

(総会)

第8条 総会は年度末を基準に開催する。

2 総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び翌年度事業計画案
- (2) 会則の改正
- (3) 会計報告
- (4) 監査報告
- (5) 役員指定

3 総会における審議は、出席者の過半数の同意をもって議決するものとする。ただし、書面又は電子メールによる場合は、対象の会員の過半数をもって議決するものとする(無回答は同意と見なす)。

(会費)

第9条 会の活動に要する費用は、会費及び寄付金による。

- 2 会費は、年会費(3,000円)又は終身会費(45,000円)として徴収する。
- 3 年会費の徴収は毎年7月とし事務局へ納付するものとする。
なお、12月以降に入会した者の当該年度の年会費は徴収しないものとする。
- 4 終身会費を納付した者、年会費を75歳まで完納した者、又は途中で終身会費相当額の未納分を一括納付した者は、終身会員とする。
なお、途中一括納付者の終身会費相当額(過年度の未納分を除く)は、(76歳-終身会員への移行年度時の年齢(4月1日現在))×2,500円とし、上限を45,000円とする。
- 5 慶弔費の支出は会員の叙勲及び死亡時とし、別表を基準とする。

(入会)

第10条 入会手続きは、直接本人か又は三和会支部が本人の希望を確認し、別紙様式により事務局へ届け出て行う。

(退会等)

第11条 原則として本人の申し出による。ただし、本人の意向が確認できない場合は、当該会員の家族の申し出による。

- 2 会費を3年以上滞納した場合は、役員会から所要の通知を行い、名簿から削除する。

3 連絡先が不明となり3年が経過した場合は、名簿から削除する。ただし、新しい連絡先が確認できた際は、本人の意思を確認の上、従前からの会員として名簿に記載するものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

附則

(施行)

第1条 本会則は、平成18年11月17日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、平成19年11月29日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、平成23年11月24日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、平成29年2月28日から施行する。

(会計年度の移行期間)

第2条 平成28年度会計年度は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までとし、平成29会計年度は、平成29年4月1日からとする。

(施行)

第1条 本会則は、平成30年3月6日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、平成31年3月6日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、令和2年3月24日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、令和3年3月24日から施行する。

(施行)

第1条 本会則は、令和5年3月8日から施行する。

別 表

慶弔等に関する支出基準

1	会員の叙勲	祝 電	必要額
2	会員の死亡	御香典	10,000円

(別紙様式は略)